

福崎町立高岡小学校の基本方針

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「平成25年 いじめ防止対策推進法第2条より」

2 本校の基本姿勢

（1）教育目標

「自ら学び、行動し、心豊かにたくましく生きる高岡っ子の育成」

た たくましく （体）

か かしこく （知）

お 思いやりのある （徳）

か かがやくこども

（2）教職員の基本姿勢

- ・「いじめは決して許されるものではない」という認識の基、学級運営を行う。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育を充実する。
- ・児童と向き合う時間を大切にし、一人一人の変化を逃さないよう心がける。
- ・いじめ問題について、家庭・地域及び関係機関との連携を図る。
- ・研修等により、日頃から人権感覚を磨く。
- ・いじめ問題が起こった際はすべての職員が一丸となり取り組む。

3 校内体制

（1）いじめ防止対策委員会の設置

- ・いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（2）いじめ防止対策委員会の構成

- ・委員会は校長、教頭、生徒指導担当教諭、養護教諭で構成する。
- ・事案の状況により、関係する教職員等を加える。
- ・必要に応じて、心理や福祉等の専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー等）の参加を求める。

(3) いじめ防止対策委員会の役割

- ・いじめの未然防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- ・いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
- ・いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。
- ・重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。
- ・学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

4 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、未然防止を図る。

① 学校の教育活動全体を通した豊かな心の育成

児童一人一人の内面理解に基づき、すべての児童が参加、活躍できる授業づくりに努める。また、人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、人間関係を築く特別活動、様々な関わりを深める体験活動を充実させることにより、豊かな心を育成する。

② 児童や学級の状況の把握

教職員は、児童と同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童と場を共にする中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく必要がある。また、児童への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査等で実態把握を行う。

③ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」に取り組む。授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに取り組み、児童の自己肯定感・自己有用感を高める。また、教職員が互いに学級経営や生徒指導等について、気軽に話ができる温かい職場を目指し、全職員で心の通い合う学校づくりを推進していく。

子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」

- ・「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢がすばらしい。」
- ・「あなたのあいさつで、とても気持ちが明るくなったよ。」

(2)いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながるため、日頃から児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

①生活アンケートの実施（学期に1回）

学期に1回程度、学校や家庭の生活の様子についてのアンケートを行う。

家庭生活についての質問では、起床・就寝時刻や家庭学習、テレビ・ゲームの時間等を調査し、日々の生活環境を把握する。

学校生活についての質問では、いやなこと・困ったことなどを問い、いじめの前兆となり得る事象に関しては児童に聴き取りを行い早期発見に努める。

学校におけるいじめアンケートの保存期間について

①全員分の回答用紙・・・卒業時まで保存

②回答をとりまとめた文書・・・5年保存

②児童との個別面談（学期に1回）

学期に1回、担任が児童と一対一で個別面談を行う。嬉しかったことや困っていることなど何でも話せる機会とし、児童一人一人の思いや考えに寄り添った指導を展開する。

⇒ 心ふれあい週間

③教職員によるチェックリストを使った実態把握（月に1回）

休み時間や昼休み、放課後等の機会に「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努める。また、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指して、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。

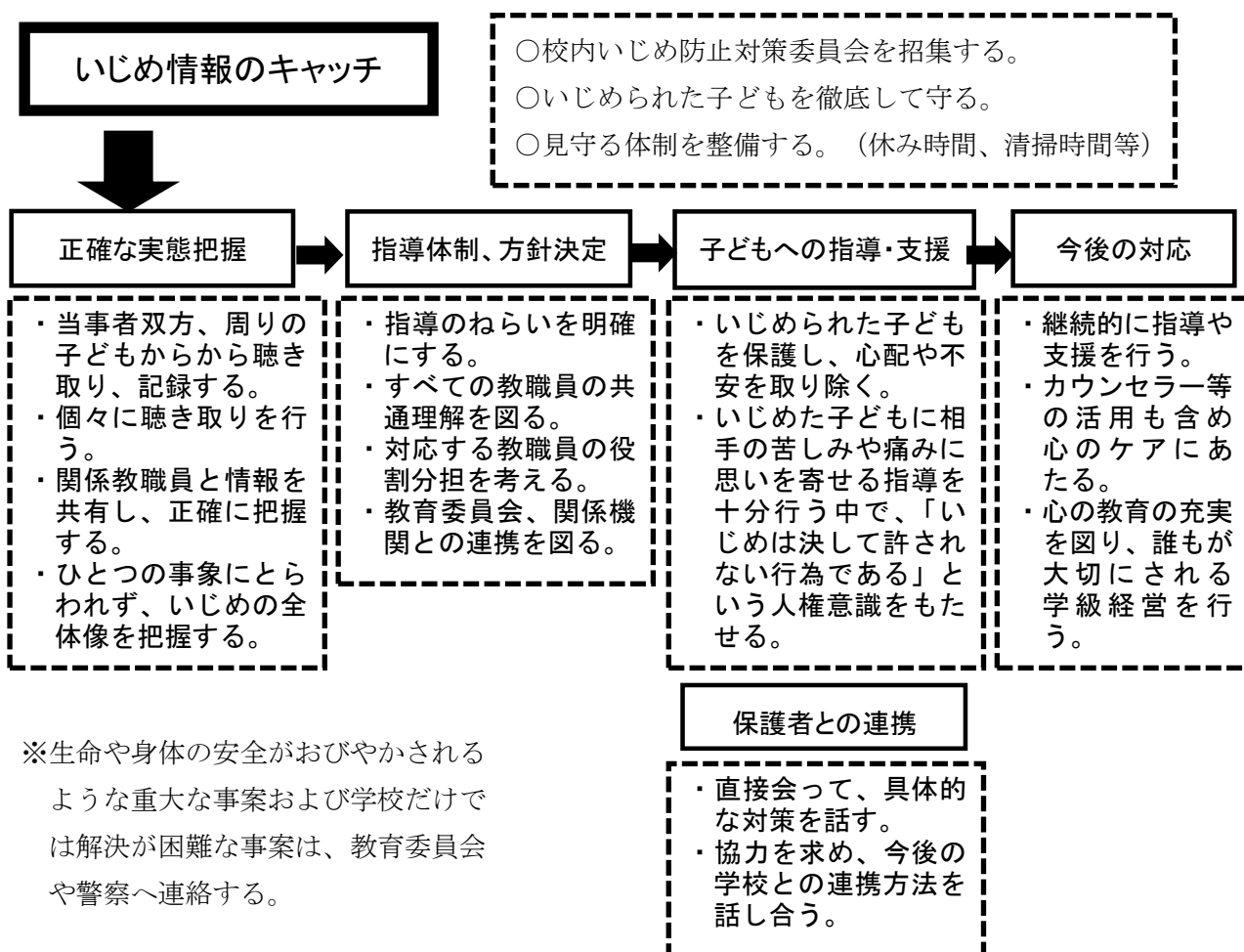
④相談しやすい環境づくり

児童が訴えやすい教職員の姿勢や体制を整える。いじめを受けている児童からの訴えがあった場合、疑いを持つことなく事実関係や気持ちを傾聴する。また、周囲の児童からの訴えがあった場合は、その児童の勇気ある行動をたたえ、情報の発信元は絶対に明かさないうことを伝え安心感を与えるようにする。

(3)いじめの早期対応

いじめの兆候に気づいたときは、問題を軽視することなく早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて特定の教職員だけで抱え込まず、組織的に対応する。

いじめ対応の基本的な流れ



<把握すべき情報>

- 誰がだれをいじているのか？・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？・・【内容】
- いじめをしてしまった動機は何か？・・・・・・・・・・【要因】
- いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・【背景】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・【期間】

※児童の個人情報は、その取り扱いに十分注意する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

①情報モラルの育成

日々変化する情報社会の最新の動向を把握できるよう教職員は指導力を向上させる。その上で、児童に情報発信の配慮やメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てる。

②保護者への啓発

インターネットの危険性や携帯電話・スマートフォンの使用についての情報を学校通信等で発信することで、保護者への啓発を図る。

③関係機関との連携

警察、法務局等の専門機関と連携した指導や対応を行う。

5 重大事態への対応

(1)重大事態とは

ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安)

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む

【いじめ防止対策推進法第28条第1項より】

(2)重大事態への対応

①発生時の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

②重大事態の調査組織の設置

③事実関係を明確にするための調査実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

④児童・保護者への報告

調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に報告する。

※得られたアンケートは、いじめられていた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

⑤調査結果の報告

調査結果を速やかに教育委員会に報告する。

6 検証及び見直し

本校は、いじめ防止対策委員会によって、いじめ防止基本方針を見直し、必要がある 時は適切に改訂を行います。

